

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年11月8日
【会社名】	株式会社ノザワ
【英訳名】	NOZAWA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野澤俊也
【本店の所在の場所】	神戸市中央区浪花町15番地
【電話番号】	神戸(078)333-4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井一弘
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区浪花町15番地
【電話番号】	神戸(078)333-4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井一弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社ノザワ東京支店 (東京都中央区新川一丁目4番1号(住友不動産六甲ビル)) 株式会社ノザワ名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目4番15号(ORE錦二丁目ビル))

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1.火災による特別損失の計上

(1) 当該事象の発生年月日

2019年11月8日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社埼玉工場において、2019年5月10日に発生した火災に伴い、被災設備等の復旧に要した費用等を、当期の第1四半期に39百万円を火災関連損失として特別損失に計上しておりましたが、当第2四半期において火災に起因する製品納入遅延等に関する損失等が発生したため、5億95百万円を追加計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2020年3月期第2四半期の個別決算及び連結決算において、火災関連損失6億35百万円を特別損失として計上しております。

2.保険差益による特別利益の計上

(1) 当該事象の発生年月日

2019年11月8日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社埼玉工場において、2019年5月10日に発生した火災に伴い、火災保険金の額が一部確定しました。これに伴い、保険金の額から損害を受けた資産の帳簿価額等を控除した額を保険差益として特別利益に計上しております。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2020年3月期第2四半期の個別決算及び連結決算において、保険差益5億32百万円を特別利益として計上しております。

以 上